

板橋区都市型軽費老人ホームの入所に関する指針

平成26年3月26日
健康生きがい部長決定

1 目的

この指針は、板橋区内の都市型軽費老人ホームの入所に際しての要件及び入所までの手続きを定めることにより、事業の透明性及び公平性を図り、都市型軽費老人ホームへの入所希望者が円滑に入所できることを目的とする。

2 入所要件

次の各号の全てを満たすことを必要とする。ただし、区長が特に入所が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 60歳以上の者であって、低所得で、板橋区に概ね1年以上、住民票を有し又は居住実態のある者
- (2) 身元保証人が得られる者。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない
- (3) 身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安がある者
- (4) 感染症がなく、かつ、通院や服薬等の自己管理ができる者
- (5) 問題行動がなく共同生活が可能な者
- (6) 家族による援助を受けることが困難な者
- (7) 住居の状況など、現在置かれている環境の下では、在宅生活を継続することが困難な者
- (8) 財産管理及び日常の金銭管理等について、自己管理ができる者

3 入所する際の手続き

- (1) 入所希望者は、希望する施設に入所の相談を行う。
- (2) 施設は、入所希望の相談を受けた場合には、説明、施設見学、体験入所等を行う。
- (3) 入所の申込みは、原則として本人又は家族が、板橋区都市型軽費老人ホーム入所申込書（別紙1。以下「申込書」という。）及び健康診断書（別紙2）を施設に提出することによるものとする。
- (4) 施設は、提出された申込書に基づき、入所要件、入所希望者の状況等を総合的に勘案し、入所要件に該当すると判断した場合に名簿に登録する。
- (5) 名簿は、板橋区都市型軽費老人ホーム入所対象者優先順位評価票（別紙3）により優先順位を定める。

(6) 施設は、空室がある場合には、原則として、名簿登録者のうち優先順位の高い者から入所希望者との面接調査等を行い、施設による入所判定会議等により入所の可否を決定する。

なお、入所判定会議等には区の職員も参加することができる。

(7) 施設は、入所判定会議等の資料、議事録、判定結果等の閲覧を区が求めた場合には、これに応じなければならない。

(8) 施設は、入所判定会議等の入所の可否の決定について入所希望者へ通知する。

(9) 入所契約は、重要事項、運営規定等の説明後、施設と入所希望者間で、書面により締結する。

4 待機者の取り扱い

入所希望者で名簿に登録されたものの、希望する施設が満室の場合には待機者となる。待機者の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 施設は、退所等により定員に空室が出た場合には、名簿の上位者から速やかに面接調査等を行う。

(2) 以下、入所判定会議以降の流れについては、上記3(6)~(9)に定める入所する際の手続きと同様とする。

5 入退所状況の報告

施設は、毎月の入退所者の状況について、区へ報告を行う。報告方法については、区が別に定める。

付 則

この指針は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

別紙1、別紙2、別紙4の様式を令和元年5月1日に改正する。ただし、改正前の別紙1及び別紙2の様式を使用して行なわれた入所申込みも相当規定により行なわれたもの及び相当様式によるものとみなす。

付 則

別紙1、別紙2の様式を令和3年4月1日に改正する。ただし、改正前の別紙1及び別紙2の様式を使用して行なわれた入所申込みも相当規定により行なわれたもの及び相当様式によるものとみなす。また、別紙4の様式を削除する。